

平成 26 年 3 月 20 日

生活保護の指定を受けている薬局の方へ

川崎市 生活保護・自立支援室

生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の取り扱いについて ご協力をお願い

現在、国全体で後発医薬品の普及に取り組んでおりますが、生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合が社会保険に比べて低くなっております。そのため、平成 25 年度から、生活保護においては、医師が後発医薬品への変更を不可としていない（一般名処方を含む）場合には原則として後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用していただくこととなりました。

つきましては、生活保護を受けている方へは次のとおりの対応をしていただくとともに、先発医薬品を利用した場合には、下記のとおり記録の上、福祉事務所へ情報提供をお願いいたします。

生活保護を受けている方への対応

- （1）生活保護を受けている方が、調剤を受けに来ましたら、下記取り組み内容をご説明いただき、理解を促していただくとともに、原則として後発医薬品を調剤されるようお願いいたします。
※ご説明の際には、別添リーフレット（生活保護受給者にも別途配布しています）をご活用ください。
- （2）取組内容への理解を促していただいたにもかかわらず、それでも引き続き本人が先発医薬品を希望する場合には、その希望する理由を確認していただいたうえで、先発医薬品を調剤されるようお願いいたします。

記録の作成及び福祉事務所への情報提供

- （1）本人の希望により先発医薬品を処方した場合にはその希望する理由を記録の上、別紙様式により定期的に福祉事務所への情報提供をお願いいたします。
- （2）薬剤師の専門的な知見や薬局の在庫による都合により、先発医薬品を調剤することはあり得るものと考えられますが、こうした場合についても、その事情等を別紙様式に記録していただくようお願いいたします。また、可能な限り後発医薬品を調剤できる体制整備をお願いいたします。
※別紙様式は神奈川県ホームページ又は川崎市薬剤師会のホームページから電子媒体(エクセル様式)がダウンロード可能です。
※福祉事務所はご報告いただいた情報を基に、必要に応じ本人に対して後発医薬品使用を促していきます。

生活保護における後発医薬品に関する取り組み内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品とほぼ同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、後発医薬品の使用割合が低いことなどにより、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、原則として後発医薬品を使用していただくことにしています。
※医師が後発医薬品への変更を不可としている場合は対象外です。
- ③ 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断している場合は、薬局は原則として後発医薬品を調剤することになっています。

医師が後発医薬品の使用が可能であると判断しているにもかかわらず、本人が先発医薬品を希望し調剤を受けた場合には、薬局は後日、その先発医薬品を希望した理由などを福祉事務所へ連絡すること

生活保護受給者への先発医薬品の調剤状況（別紙様式）について

生活保護受給者への先発医薬品の調剤状況（別紙様式）につきましては、次の点にご留意いただき、ご記載及び各福祉事務所へご提出をお願いします。

- 1 福祉事務所へのご提出は原則 FAXでお願いします。（川崎市では郵送料等の負担はできません。）
- 2 受給者氏名欄につきましては、氏名を記載しますと誤送付等により個人情報が出る危険性がありますので、空欄としてください。福祉事務所で公費負担者番号と受給者番号、生年月日で個人を特定します。
- 3 「処方医が後発医薬品への変更を不可としていない（一般名処方を含む）場合に、先発医薬品を調剤した事情等」欄の内容（以下「調剤状況の事情」という。）が4～9に該当する場合は、1か月単位で別紙様式を作成、保管していただき、最低3か月に一回程度福祉事務所へご提出をお願いします。
- 4 「調剤情報」の状況が1～3に該当する場合につきましては、定期的に福祉事務所へご提出していただく必要はありませんが、福祉事務所からご提出をご依頼する場合がございますので、その際にはご提出いただきますよう、別紙の作成及び保管をお願いします。
- 5 福祉事務所ではご提出していただいた情報を基に、ご本人に対して、後発医薬品の使用を促す等服薬管理を含めた健康指導を行う予定です。

※ 生活保護を受給していることは重要な個人情報となります。後発医薬品の説明に際しましては、周囲の方々に生活保護受給者であることが知られることのないよう、他の方々と同じようにご説明くださいますようご配慮願います。

川崎市生活保護・自立支援室 電話番号 Tel:044-200-2645 他

川崎福祉事務所 〒210-8570 川崎区東田町8 TEL:044-201-3225 FAX:044-201-3292	大師福祉事務所 〒210-0812 川崎区東門前2-1-1 TEL:044-271-0206 FAX:044-271-0127	田島福祉事務所 〒210-0852 川崎区鋼管通2-3-7 TEL:044-322-1998 FAX:044-322-1994
幸福祉事務所 〒212-8570幸区戸手本町1-11-1 TEL:044-556-6652 FAX:044-555-3191	中原福祉事務所 〒211-8570 中原区小杉町3-245 TEL:044-744-3298 FAX:044-744-3343	高津福祉事務所 〒213-8570 高津区下作延2-8-1 TEL:044-861-3262 FAX:044-861-3238
宮前福祉事務所 〒216-8570宮前区宮前平2-20-5 TEL:044-856-3167 FAX:044-856-3171	多摩福祉事務所 〒214-8570 多摩区登戸1775-1 TEL:044-935-3259 FAX:044-935-3395	麻生福祉事務所 〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1 TEL:044-965-5233 FAX:044-965-5205